

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）
（賃金向上助成・資格手当助成）※建設事業主）支給申請 提出書類チェックリスト

最初にチェック!



算定対象とする建設労働者の全てに対して、賃金要件・資格手当要件を満たす毎月決まって支払われる賃金又は資格手当を支払った日（毎月決まって支払われる賃金又は資格手当の3か月目の支払日をいう。）の翌日から起算して5か月以内。

【事業所名

】

島根労働局職業安定部

	事業主 チェック	安定所 チェック	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(建技様式第3号の3)「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（賃金向上助成・資格手当等助成）)支給申請書」	
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(建技様式第3号別紙5)「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（賃金向上助成・資格手当等助成）)確認シート」	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	算定の根拠となる証拠書類（賃金台帳、雇用契約書、就業規則等）、支給決定通知書の写	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(共通要領様式第1号)支給要件確認申立書	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「支払方法・受取人住所届」及び通帳の表紙の写し	雇用関係助成金を初めて申請する場合、住所・口座番号を変更する場合

※上記の他、労働局長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

【R060401】